

介護保険料が変更になります！

令和元年10月に予定されている消費税引き上げに伴い、介護保険料が変更になります。

【介護保険料が変更になる方】

65歳以上の方で

○生活保護を受けている方

○世帯全員が住民税非課税の方

※世帯のどなたかに住民税がかかっている方の介護保険料は変更がありません。

◆問い合わせ先

税務課

☎ 0859 - 54 - 5208

| 階層 | 対象となる人 | 平成30年度 | | 令和元年度 | |
|------|---|--------|--------|-------|--------|
| | | 負担割合 | 年額(円) | 負担割合 | 年額(円) |
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方、世帯全員が町民税非課税で前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 0.45 | 37,500 | 0.375 | 31,200 |
| 第2段階 | 世帯全員が町民税非課税で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で第1段階に該当しない方 | 0.75 | 62,500 | 0.625 | 52,000 |
| 第3段階 | 世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方 | 0.75 | 62,500 | 0.725 | 60,400 |



無料労働相談会

解雇、雇い止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、パワーハラメントなど労働全般に関する相談会です。(弁護士、社会保険労務士などが対応)



◆日時 6月30日(日)

10時～15時
(事前予約優先)

◆場所 ふれあいの里
(米子市錦町1丁目139番地3)

◆問い合わせ先

労使ネットとっとり
(県労働委員会)

☎ 0120-77-6010

中山支所総合窓口室
☎ 0858・58・6111

大山支所総合窓口室
☎ 0859・53・3311

中山支所総合窓口室
☎ 0859・54・5210

住民課

◆提出及び問い合わせ先

この届は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかの確認をするためのものです。現況届の提出がないと、6月からの手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。提出書類は各家庭にお届けしますので、要領をよく読み、6月28日(金)までに提出してください。

児童手当現況届
提出は6月28日
(金)までです

◆取扱場所 県内書店ほか

◆定価 1部309円(税込)

◆問い合わせ先
鳥取県広報連絡協議会
☎ 0857・26・7086



優雅で自由なキャンペーン「グランピング」。さまざまなサービスを選択し、自分好みのメニューが組めるため、初心者でも構えずに親しめるのが特徴です。巻頭特集でオススメの場所を紹介し

とっとりNOW
好評発売中!